
第4期成田市障がい福祉計画

【平成27年度～平成29年度】

だれもが認め合い、支え合い、
自分らしく暮らせるまち 成田



平成27年3月

成 田 市

1 計画策定の趣旨と位置づけ

本計画は、これまでの法整備の状況を踏まえ、地域移行や就労支援など多岐にわたる障がい福祉施策を総合的に推進するために策定します。

中でも、平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の施行により、障がいのある人を取り巻く状況が大きく変わることから、法の趣旨に基づく適切な対応を定め、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい地域づくりを目指します。

また、本計画は、「障害者総合支援法」に基づく、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示す計画として策定するもので、「成田市総合保健福祉計画」の障がい福祉分野を具現化する実施計画として位置づけます。

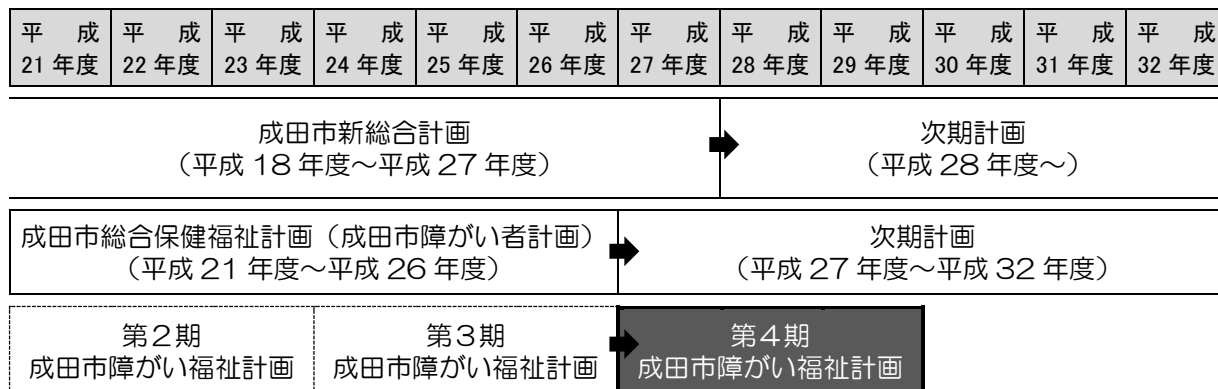
なお、策定にあたり、本市の最上位計画である総合計画や各種関連計画等との整合性を確保します。

2 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

◆計画の期間



3 基本理念

「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

また、千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指すとしています。

このため、本計画期間中の平成 28 年 4 月に施行となる「障害者差別解消法」の趣旨を念頭に、本計画における基本理念を掲げます。

**『だれもが認め合い、支え合い、
自分らしく暮らせるまち 成田』**

この基本理念は、障がいのある人もない人も、互いの立場を尊重し合い、障がいのある人であっても、時には支える側となり、自分で夢や希望を持ち輝きながら暮らしていける地域社会を築いていこうとするものです。

4 基本目標

ささえる ～障がいのある人の地域生活を支える～

障がいのある人もない人も、生涯にわたりだれかを支えたり、まただれかに支えられたりしながら生活を送っています。

そのため、障がいのある人が自ら望む生活を支えるために、市の相談窓口のほか、相談支援事業者や障害者相談員など、身近な地域で相談を受けることができる体制の充実を図ります。また、成田市地域自立支援協議会において、福祉・保健・教育・就労などの各分野が協働し、総合的な相談支援体制を構築するとともに、様々な障がいのある人の日常生活の支援や地域交流などの相談窓口の充実を図ります。

防災の観点では、災害時において自力で避難することが困難で、地域に支援を希望する人への避難行動要支援者支援制度の周知に努めます。

さらに、早期発見・早期療育の観点から、成田市こども発達支援センターを中心に、乳幼児期から必要な支援につながるよう、発達が気になる子どもの家族への相談、専門的な個別の療育相談、保育機関等への巡回相談などの充実を図ります。

障がいが高く特別な支援が必要な子どもの地域生活を支えるため、医療的ケアが必要な小児等の在宅医療の推進として、福祉や子育て、医療、教育などの関係支援機関における支援体制の構築に努めます。

くらす ～障がいのある人が地域で自分らしい生活を送る～

暮らし方は一人ひとり様々であり、個性を尊重しつつ自分の意思と判断による暮らし方が選択できるよう、日中活動の場の確保やグループホーム等住まいの場の確保に努めるほか、各種手当や助成事業、日常生活に支障のないような福祉サービスの充実にも努めます。

また、障害福祉サービスの提供事業者において、質の高いサービス提供に向けた人材育成や必要な基盤整備の推進に努めるとともに、老障介護などの課題に対応するため計画相談支援事業所におけるネットワークの強化を図ります。

さらに、障がい者支援施設に入所している人や精神科病棟に入院している人を対象として、住居の確保など地域生活へ移行するための相談支援を行うとともに、その支援を利用する自宅において単身で生活している人などの連絡体制を確保し、緊急の事態等に対し訪問等の必要な支援に努めます。

障がいのある人が、自分らしく輝きながら暮らしていくためには、地域における障がいについての理解促進が不可欠です。このため、虐待の未然防止とともに、権利擁護の強化に向けた取り組みを推進します。

はたらく ～障がいのある人が安心して働く～

障がいのある人が、地域において自分にあった働き方を選択し、多様な暮らし方を維持できるよう、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労相談から就労生活相談、職場定着支援まで一貫した支援を展開します。

中でも、親亡き後の生活維持においては、障がいのある人の就労支援は欠かせない施策であるため、福祉的就労から一般就労に移行していけるように取り組むだけでなく、障がいのある人の多様な働き方の拡大や障がいの特性に応じた観点からの中間的就労の充実を図ります。

また、企業や事業所に対する理解と雇用促進の啓発を強化するとともに、雇用義務化や法定雇用率達成に向け取り組みます。

5 基本目標達成のための重点施策

(1) サービスの提供体制の基盤整備

① 専門人材の確保・育成とサービスの質の向上

介護分野においては、高齢者の領域だけではなく障がい者の領域においても専門人材の不足が指摘され、安定した障害福祉サービスの提供が懸念されています。

専門人材の確保・育成には相当な時間を要する一方で、障害者手帳所持者だけでなく、発達障がいや老障介護、重複障がいなどの多様なケースへの対応など、喫緊の課題が山積しています。

そのため、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などと連携した専門人材の確保・育成に努めるとともに、各事業所の専門職員を対象とした講座の開催や事業所間の交流を促進し、障害福祉サービスの資質の向上を図ります。

また、障害福祉サービス全般の質の向上を図るため、千葉県における福祉サービス第三者評価事業の有効活用を社会福祉法人などに求めます。

② 居住支援と地域支援の一体的な推進

国における「障害者の地域生活の推進に関する検討会」においては、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据えつつ、地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援に求められる機能について整理されました。

その結果、地域での暮らしの安心感の担保、親元からの自立を希望する人に対する支援、施設や病院等からの退所や退院等の地域移行の促進、医療的ケアや行動障がい支援等の専門的な対応が必要な人たちへの支援、医療との連携等の地域資源の活用、夜間利用も可能な緊急対応体制、障がい特性に応じた体制整備といった機能が求められています。

そのため、本市では、障がい児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点の整備を、第4期千葉県障害福祉計画との整合を図りながら推進します。

(2) 情報提供・相談体制の充実

障がいのある人にとって、必要な情報を確保することは、コミュニケーションを図るなど日常生活や社会生活を送るうえで重要な分野です。

また、相談支援については、どのようなことで困っているのか、どのようなサービスを必要としているかなどのニーズを把握し、障がいのある人に対して適切な障害福祉サービスを提供するために必要不可欠な支援となります。

そのため、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制や様々な障がい種別に対応することを目的に、平成 26 年度から運営している「基幹相談支援センター」を中心として、各相談支援事業者間のネットワーク化を図り、情報提供の充実とともに相談支援体制の強化に努めます。

(3) 就労支援の充実

本市では、成田国際空港の立地を生かした多様な就労機会の提供や、千葉県の就労支援ネットワークを活用し、就労機会の拡大に努めてきました。今後は、障がいのある人一人ひとりの得意分野を引出し、それを生かすことができる就労機会を提供するとともに、就労希望者の増加に伴う定着支援を強化する必要があります。

そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充と、就労定着に向けて、企業や事業所に対する障がいの理解と雇用促進のための啓発を強化するとともに、障害者就業・生活支援センターにおけるジョブコーチの確保を支援します。

また、一般就労と福祉的就労の中間的な就労の場として、平成 26 年 11 月から成田市役所内に設置した「チャレンジドオフィスなりた」における事業を拡充し、民間企業等への一般就労に向けた支援に努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達をより一層推進し、障がいのある人の工賃向上を図ります。

さらに、精神障がいのある人の雇用義務化や法定雇用率の達成に向け、千葉県が設置した印旛圏域の担当である障害者就業・生活支援センターや企業等と連携して雇用開拓に取り組むとともに、雇用分野における差別の禁止等への対応に努めます。

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

近年、「発達障がい」の診断を受ける子どもの増加が注目されており、早期の発見や支援が求められています。特に成長期にある子どもに対しては、精神面での変化が大きいことから、発達障がいに対する保護者の正しい理解だけでなく、行政やこども発達支援センターをはじめとする相談支援機関における適切な支援が必要となります。

また、障がいにより配慮が必要な子どもの保育や教育ニーズに応えるため、保育や教育現場に携わる人が、障がいについての正しい知識や理解を持ち、学習面や生活面における関係機関との支援策の継続・連携が求められています。

そのため、早期発見・早期支援の観点から、市における健診の受診を勧奨するとともに、保育園や幼稚園と連携し、こども発達支援センターにおける相談機能の充実に努めます。また、教育機関への支援策の引継ぎの徹底や、関係者間のネットワークの強化に努め、ライフサポートファイルを有効活用した継続的かつ横断的な支援体制を整備していきます。

さらに、市内の小中学校における通常学級や特別支援学級のほか、特別支援学校における専門性の高い職員の確保を県へ求めるとともに、障がいへの理解促進に努めます。

(5) 権利擁護の推進

① 成年後見制度利用の促進

障がいのある人が一人で生活していかざるを得なくなった場合でも、権利が保障された状態で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の更なる普及に努める必要があります。

一方で、障がいのある人の中に、制度自体を知らない人が多くいることや、後見人不足が課題となっています。

そのため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談の機会の増加に努めるとともに、研修会などを通じて市民後見人の確保に努めます。

② 差別を解消し障がいへの理解に満ちたまちづくりの推進

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」と改正された「障害者雇用促進法」が施行され、地方公共団体においても障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みが求められます。

そのため、教育や雇用、社会活動などあらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に取り組むとともに、「障害者差別解消法」の趣旨が広く市民に浸透するよう、講演会などの普及啓発事業に取り組みます。

③ 虐待防止のための体制の整備

本市では、平成 24 年 10 月の「障害者虐待防止法」の施行を受け、障がいのある人が安心して暮らしていけるようにするため、成田市障がい者虐待防止センターを設置し、通報があった場合の支援体制を整備してきました。

虐待後の支援体制が整備されたことから、今後は虐待を未然に防ぎ、広く障がいのある人の権利を擁護するための取り組みについても求められています。

そのため、社会福祉施設職員への虐待防止のための研修を実施し、施設での虐待を未然に防ぐとともに、質の高い障害福祉サービスを提供できる職員の育成に努めます。

また、障がいのある人だけでなく、高齢者や児童への虐待についても、担当部署や関係機関と連携し一体となって支援できる体制の整備に努めます。

(6) 安心して地域で生活するための緊急時支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるようにするために、大規模災害等において、個々の障がいのある人の障がい特性に十分配慮した速やかな情報提供と避難誘導、安全確保、避難所等の緊急時の支援体制を整備する必要があります。

そのため、自力で避難することが困難な障がいのある人に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制充実に努めます。

また、視覚障がいのある人、肢体不自由の人など避難所での居住空間に配慮が必要な人や知的障がいのある人、発達障がいのある人、精神障がいのある人、高次脳機能障がいのある人など一般の避難所で生活することが困難な人がいることから、既に設置している福祉避難所について、各事業所と連携し、それぞれの障がいの特性に配慮が可能となるよう拡充を図ります。

さらに、心身のケアや薬の手配など、障がいのある人が安心して避難生活が送れるよう整備を進めます。

6 障害福祉サービスの見込量と今後の方策

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護重度障害者等包括支援、

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	107 人	114 人	121 人
実利用時間（1月あたり）	1,616 時間	1,721 時間	1,827 時間

(2) 日中活動系サービス

①短期入所（ショートステイ）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	37 人	39 人	41 人
実利用日数（1月あたり）	516 日	542 日	570 日

②生活介護、療養介護

◆生活介護

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	235 人	242 人	250 人
実利用日数（1月あたり）	4,841 日	4,985 日	5,150 日

◆療養介護

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	9 人	9 人	10 人
実利用日数（1月あたり）	279 日	279 日	310 日

③自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

◆自立訓練（機能訓練）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	2 人	2 人	2 人
実利用日数（1月あたり）	42 日	42 日	42 日

◆自立訓練（生活訓練）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	5 人	5 人	5 人
実利用日数（1月あたり）	55 日	55 日	55 日

④就労移行支援

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	24 人	28 人	32 人
実利用日数（1月あたり）	487 日	568 日	650 日

⑤就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

◆就労継続支援（A型）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	5 人	7 人	9 人
実利用日数（1月あたり）	100 日	140 日	180 日

◆就労継続支援（B型）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	92 人	97 人	107 人
実利用日数（1月あたり）	1,748 日	1,843 日	2,033 日

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	74 人	80 人	85 人

②施設入所支援

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	113 人	110 人	107 人

(4) 相談支援

計画相談支援

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援 実利用者数 （1月あたり）	102 人	104 人	106 人
地域移行支援 実利用者数 （1月あたり）	2 人	2 人	3 人
地域定着支援 実利用者数 （1月あたり）	5 人	5 人	5 人

7 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	実施	実施	実施

③相談支援事業

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
基幹相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施

④成年後見制度利用支援事業

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	3人	4人	6人

⑤成年後見制度法人後見支援事業

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	検討	検討	実施

⑥意思疎通支援事業

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者設置事業（常勤）	2人	2人	2人
手話通訳者・要約筆記派遣事業（利用者）	45人	46人	48人
声の広報配布事業（利用者）	18人	19人	20人

⑦日常生活用具給付等事業

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練等支援用具	8 件/年	9 件/年	10 件/年
自立生活支援用具	24 件/年	25 件/年	26 件/年
在宅療養等支援用具	17 件/年	18 件/年	19 件/年
情報・意思疎通支援用具	24 件/年	25 件/年	27 件/年
排せつ管理支援用具	370 件/年	390 件/年	410 件/年
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	4 件/年	4 件/年	4 件/年

⑧手話奉仕員養成研修事業

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実修了見込み者数	前期	20 人	20 人	20 人
	後期	14 人	20 人	20 人

⑨移動支援事業

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	62 人	67 人	72 人
実利用時間（1月あたり）	391 時間	422 時間	454 時間

⑩地域活動支援センター

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
市内施設利用分	3 ヶ所	3 ヶ所	3 ヶ所
	150 人/年	157 人/年	165 人/年
市外施設利用分	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所
	2 人/年	2 人/年	2 人/年

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	81 人	87 人	93 人
実利用日数（1月あたり）	672 日	722 日	772 日

②訪問入浴サービス

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	9 人	9 人	10 人

③知的障害者職親委託

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	3人	3人	3人

8 障がい児福祉サービスの見込量と今後の方策

(1) 障がい児通所支援

①児童発達支援、放課後等デイサービス

◆児童発達支援及び放課後等デイサービス

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	208人	221人	235人
実利用日数（1月あたり）	1,310日	1,392日	1,481日

②医療型児童発達支援

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	2人	3人	3人
実利用日数（1月あたり）	8日	12日	12日

③保育所等訪問支援

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	4人	5人	6人
実利用日数（1月あたり）	8日	10日	12日

(1) 障がい児相談支援

◆障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（1月あたり）	35人	36人	37人

第4期成田市障がい福祉計画【概要版】

発 行 成田市
編 集 福祉部 障がい者福祉課
〒286-8585
千葉県成田市花崎町 760 番地
電 話 0476-22-1111
発 行 日 平成 27 年 3 月

本計画書は「チャレンジドオフィスなりた」で印刷・製本を行いました

